

産業構造審議会第25回廃棄物・リサイクル部会議事録

平成12年11月6日
通商産業省環境立地局
リサイクル推進課

今回の部会では、資源有効利用促進法の施行に向けた検討状況等について議論を行った。各委員からの意見等は以下のとおり。

1. 資源有効利用促進法の施行に向けた検討状況について

(細田委員) ようやく制度作りが出来てきて喜ばしい。

自動車、PCと、受け手としていろいろな企業が参加して行く。コーディネーターとして国は動いて欲しい。ブラックボックスに流れないように歯止めをしていただきたい。

一つ心配なのは建廃。リサイクルプラントは私の計算では足りない。石膏の紙をはがす技術があるところはいいが、ほとんどない。これではどうにもならなくなる。建廃について受け手が出てくるよう、通産省は建設省と緊密なパートナーシップを組むことが必要だと思う。

<事務局の回答>

産業新生会議の議論でもリサイクルプラントは話題に上った。エコタウンなどの支援スキームもある。いろいろな手法を組み合わせ、道を作っていく。建廃については、建設省と日頃から議論をしており、連携が必要な部分。プラントの能力についても意見交換をしつつ作業していきたい。

(中川委員) 基本的な理念は理解している。省エネ法も、リサイクル法も、いずれも輸入品もひっくるめて対象とする。次なる課題は輸入品に対してどうするのかということだろう。その辺を御指導頂きたい。

<事務局の回答>

大きな論点。輸入者に対する措置については、副産物対策などの事業者対策は当然関係ないが、製品対策の場合、概念的には輸入品にもかかり得るものとする。なかでも今回、回収・リサイクルについては輸入者にも取組を求めることとする。リデュース配慮設計等については、法律上は製品を輸入して販売する者に対して義務をかけることは可能。

ただ、政令や判断基準の省令上は、現在までのところ対象化されていない。現状ではそれを踏襲せざるをえないと思うが、EUでも同様な政策が検討されており、WTOの貿易ルールと関わる部分もあり、検討を致し、将来の課題として、義務づけを検討して参りたい。

(伊藤委員) 資源有効利用促進法の基本的な考え方のなかで、長期間使用などの言葉がみられるが、修理という思想は具体的には現れていないように思える。家電製品については修理体制があるが、他の製品はあまり進んでないように感じている。リサイクル、リユースとならんでメンテナンスを含んだものもしっかり記述すべき。

資料3の14ページの家電製品だが、修理価格の問題が出てこない。
(修理するより)新品を買った方が安くつくというのが大きな問題であり、
入れてほしい。

<事務局の回答>

修理体制整備はリデュース対応の製品対策で行われる。現段階では必要性があつて対応が可能なものを想定しているが、他の分野にも対象を広げることが可能であるかは今後の検討課題として受け止めて参りたい。修理価格については、判断基準にあるとおり、消費者の方々に分かりやすい対応を事業者に求めている。

(永田委員) 全体的な話として、輸入製品や輸出の問題もあるが、この辺の問題をもうちょっときちっとしておかないと、循環型社会の形成に際し支障をきたすのではないか。

副産物対策について、個別対応の話がまとまりつつあると思うが、横断的な視点で何が課題となるのかななどの問題を検討すべきではないか。各分野における素材産業の役割や、リサイクル率の定義、そして輸出入の話もその範疇に入ると思う。

本法は日本的な特長をもった法律で、横通しであり、ある意味意義のある法律と考え、評価してきたが、本法の対象製品について、もう少し幅広く製品を取り上げていく必要がある。例えばそのひとつに容器包装があるが、取組進んでいるものの、ここでは取り上げられていない。

また、個別の話だが、指定製品のなかで、有害物質の使用の視点が必要。製品設計の段階で有害物質の使用が少なくなるよう配慮しているといえるか。リデュースあたりの措置事項で規定してはいけないのか。例えば使用過程で消耗品を少なくとか、再生品の利用は個々で扱うべき問題か。

情報提供の書き方は、「要求のあったときは協力すること。」と受け身の表現。もっと積極的な表現にして頂きたい。

2次電池は、使用製品が列挙されていないが、取り外しの容易化は考えてもらわなければならない。

複写機がどうしてリデュース配慮設計に入っていないのか疑問。ほとんどの製品についてリデュースやリサイクル設計はやっているはず。個別の製品の配慮設計等の基準については、いろいろ意見があるが後程まとめて意見を提出したい。

(平岡部会長) 総合的・横断的にというのは、循環社会法で来年から基本計画を立てるが、その中で議論されていくものが含まれている。ドイツのように個別の製品について、それを束ねるような形で循環法ができ、基本計画を立てなければならない。

<事務局の回答>

貴重な指摘。本法を評価いただき感謝。対象品目等の拡大については、我々として検討し、業界と意見調整しているものの、一方で本法は来年の4月施行と決定している。キャパにも限界があり、事業者サイドでもすぐに対応することが難しいものもある。来年の4月は第1陣と認識しており、残る部分についても本部会にも御協力いただきながら引き続き検討して参りたい。

循環法、計画との関係だが、資源有効利用促進法は循環法の下に位置付けられる法律。上位法たる循環法につながるよう本法を運用していきたい。

追って循環基本計画策定のための中環審が始まる。3Rの取組は根幹となる部分。特性を十分踏まえて対応していく必要がある。通産省、省庁再編後の経済産業省で集中的に対応して参りたい。

個別の論点について御指摘いただいたが、今後よく検討して参りたい。

輸出入も引き続き検討すべき課題。義務がかかってくるが、海外へ流れることは十分ある。そういうことを念頭においてスキームづくりを進めて参りたい。輸入品の対応についても同様。

来年4月以降も宿題となるべき事は多いと認識している。

(竹居委員) 細かな基準で苦労されたのではないかとと思うが、細かいほど全体が見えなくなる。個別の製品毎に誰がどんな責任をとるという議論になるのは、基本がしっかりしていないからではないか。容器包装と家電とで違うといった話がある。基本がしっかりしていればはっきりするはず。パソコンで言えば、リース業者とメーカーの責任は、大きな原則がないので分からない。

個別の製品対策を行うと、それぞれ業界が関心を持つ。これは無償で引き取ってもらい得るのか、これは有償なのかと、こうしたことは消費者に分かりにくい。混乱をきたすようなことは避け、そういう点も整理すべき。

(篠木委員) 塩ビ製品については、全ての製品に義務付けて欲しい。業者回収して、後始末はスムーズにいくのだろうか。その辺を配慮して頂きたい。建廃となると、いわゆる町の小さな大工さんがやるため、不法投棄に繋がりがねない。受け皿づくりをしっかりして欲しい。

有害物質対策も重要な視点。パソコンなどで液晶の素材はどういうもので、化学物質などそういう物質は使われていないのか。現状では廃パソコンはほとんど市町村に流れており、もしあれば教えていただきたい。

<事務局の回答>

塩ビ製品については、一部事業者の回収があり、建設業者との連携が採用されている。これをさらにしっかりしたものにすべきという論点。表示についても検討課題になり得、関係事業者との調整して参りたい。パソコンの有害物質については、回収・リサイクルのためにリサイクル配慮設計を求めているが、環境に配慮した製品を製造するという対応が求められる。液晶については、パソコン3R分科会で事業者サイドから安全性について説明があった。

(平岡部会長) 製品中の有害物質をどうするか、中環審に諮問があり、循環法に反映された。

(松尾委員) パソコンの回収・リサイクルについて、パソコンの形態の問題があると思うが、どういう議論が行われているのか御紹介頂ければと思う。建築資材リサイクル法が施行されると、骨材の供給が始まってくる。ひとつの受け皿がグリーン購入法であると思うが。

<事務局の回答>

いろいろな形態のパソコンがあるのは御指摘のとおり。基本的には消費者に分かりやすいように、パソコンと言っばと消費者が思い起こすようなものを対象にしていきたい。グリーン購入法は、副産物のリサイクルの部分で重要になってくる。現在環境庁が中心になって対象となる製品・サービスをリストアップし、ガイドラインづくりの準備をしている。各省毎に目標を定める。詳

〔細は機会を設けて御紹介したい。〕

(伊藤委員) 感想として、容り法も国民のあいだで一般的なものになっていない。内容が難しい。どれが対象商品になっているかなど、よく分からない。事業者は自分の業種のことがかわかれればいいが、消費者はすべてを頭に入れなければならない。非常に煩雑なものを国民に浸透させていくのに際して、工夫がまったくみられない。それが一番大切な話。施行に向けて考えられないものか。

(平岡部会長) ドイツが循環法を作ったときも然り、浸透するのに10年や15年にかかる。腰を据えてやっていくべき。困難は避けられないと思うが。

2. 海外の動向、産業新生会議、経済対策について

(細田委員) EU法制について、TBTとの関係でどうなっているのか。そういう議論があれば御教示頂きたい。日本の国内の法規制も、EUの法規制も最終的にはハーモナイズさせていくことが課題だろう。

(篠木委員) 貴重な資料を頂き感謝。折に触れて御紹介頂きたい。家庭からの無料回収などは画期的。各国で受け入れられるのか。家庭用のものは誰に回収の義務があるのか。わかれば御教示頂きたい。

<事務局の回答>

TBTについて、識別表示についてもWTOに通報、手続きを進めている。EUとしての統一的法制度を作るためのもの。各国はこれに基づいて法整備を行う。現実には一部の国で法制化されないということもあるが、それが重大な問題である場合EU委員会が当該国政府を訴えることもありうる。100%実行されるかどうかは状況を注視する必要がある。家庭以外の事業者から排出される部分は我が国と同じく排出者に義務に係る

(永田委員) (EU法制について) 家庭からの回収は無料となっており、事業者は事業者と政府の話し合いで、何でもかんでも無料ということではなかったはず。ついでに、ひとつは、ドイツ容器包装の例だが、資料4の42ページで消費者団体と環境団体の対応について、強制デポジットは必ずしも望んでいないとあるが、よく分からないので、明確に説明いただきたい。資源の削減という視点からすると、実態も踏まえた上で、我が国では出たものをどうしようかという手法だが、もっと積極的に上流段階での対応をして欲しい。

たたき台と言うことで資料4の25ページで指令案が検討されているというお話があったが、エコマークとの関係はどうなるのか。先ほど消費者への情報提供の話もあったが、マーキングを悪戯に増やすことは良いことなのか疑問。

<事務局の回答>

色々議論はあるが、ワンウェイ容器に実際デポジットを課すと。デポジットさえ乗っけておけばいくらでも事業者がワンウェイを作るのではないかと懸念があるため、寧ろ課税した方がよいという議論もある。

EU指令の対象の広さについては、家電リサイクル法が成立したときは、4品目が世界で初めてと思っていたが、EUは今後網羅的に作る方向。各国はいまよりよいものを作る競争状態にある。今後、日本にどんなものがふさわしいかも考慮しつつ検討していく。資源有効利用促進法は店構えの広い法律であり、網羅的な制度化は将来の検討課題。

マークについては、基本的には貿易に障害を与えうる技術規制なので、TBTの通報対象。そうしたルールを作るときには国際標準でなければならない。国際標準として確立できるようなプロセスがあれば調整が必要と認識。マーク制度は今後勉強していきたい。

(平岡部会長) ドイツはアメリカ以上に州の独立性が高いので、資料を入手し、適宜御紹介していただきたい。

(太田委員) 新生会議、経済対策があったが、産業界としては、資源有効利用促進法に基づいて業種の当てはめが進むが、リサイクル産業がビジネスとして成立していくことが重要。そのためにリサイクル施設や処分場がきちっとできていくことが必要。産業界の力には限界があり、そうした施設がなかなかできない。従って新生会議では廃棄物処理センターをモデル的に提示した。自治体などが持っている力を組み合わせて、循環型社会を形成していきたい。地方自治体が集めたものをリサイクルできるようにするなど、力添えを頂きたい。

<事務局の回答>

EU指令上、回収ポイント以降の事業者の負担が義務化されているが、確定的なものにはなっていない。各国の判断になると思われる。

もちろん事業者が回収施設の利用可能性やアクセス可能性を確保するよう唱っている。今後注視していきたい。

配布資料の公開については、全て公開することとなった。

問い合わせ先：通商産業省環境立地局リサイクル推進課
(平成13年1月6日以降 経済産業省産業技術環境局リサイクル推進課)
〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1
TEL 03-3501-4978
FAX 03-3580-6329
(平成13年1月6日以降 03-3501-9489)